省　　令

○厚生労働省令第六十八号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年四月七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十八条第一項の厚生労働省令で定める場合）	（法第百十八条第一項の厚生労働省令で定める場合）
第三十二条の二　法第百十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	**第三十二条の二**　法第百十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている場合	一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合
二　（略）	二　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百六条第一項の厚生労働省令で定める場合）	（法第百六条第一項の厚生労働省令で定める場合）
第十八条　法第百六条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	**第十八条**　法第百六条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている場合	一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合
二　（略）	二　（略）

（労働基準法施行規則の一部改正）

第三条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十七条の二　使用者は、労働者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休業補償を行わなくてもよい。	**第三十七条の二**　使用者は、労働者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休業補償を行わなくてもよい。
一　（略）	一　（略）